

# 大分県報

令和二年  
第一一六号  
六月十九日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の指定辞退……………二
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（五件）……………二
- ふぐ処理講習会の開催……………七

### ○告示

#### 大分県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 医療機関の名称

変更新前	所在地	変更新後	変更年月日
h・a株式会社訪問看護ステーションあずき	中津市大字万田六一八番地三	中津市大字永添二七五一番九	平三〇・九・三

#### 大分県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 医療機関の名称

開設者の氏名	所在地	休止年月日
佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所	佐伯市	令二・四・一
佐伯市国民健康保険西野浦診療所	佐伯市蒲江大字西野浦二一一一九一三	〃

#### 大分県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 医療機関の名称

開設者の氏名	所在地	廃止年月日
河原英雄	佐伯市大字木立字亀の甲六四八五一二	令元・八・一二
豊嶋寛司	佐伯市鶴見大字沖松浦二〇番地	令元・一二・一
なかの薬局	別府市鉄輪御幸三組	令元・一二・五

令和二年六月十九日

大分県報（告示）

一

有限会社中島商会 ナカシマ薬局	有限会社中島商会	速見郡日出町二九七二一	令元・一二・三一
高橋内科医院	高橋 欽一	別府市朝見一丁目二一七	令二・二・一六
村上訪問看護ステーション	医療法人杏林会	中津市諸町一七九九番地	令二・二・二八
木村クリニック	医療法人緑慈会	別府市上田の湯町一七番八号	令二・二・二九
菊池内科医院	菊池 隆一	別府市南立石八幡町四組	令二・三・三一
轟木整形外科病院	社会医療法人玄真堂	宇佐市大字南宇佐七六六	〃
高崎皮フ科クリニック	医療法人宇水会	宇佐市大字辛島二五番地	〃
真那井診療所	廣 瀬 信行	速見郡日出町大字真那井三二六六	〃
まつもと歯科	松 本 量 文	速見郡日出町字年の神三八五八番地八	〃
ヤング薬局	伊 東 昭 彦	日田市新治町四七七一八	〃
石崎歯科医院	石 崎 潤 一	日田市三本松一八一四七	令二・三・二

大分県告示第三百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

令和二年六月十九日		大分県知事 広 瀬 勝 貞
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地
佐藤内科医院	佐藤 亮	竹田市殿町三三の三
		令二・三・三一

大分県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハインダストリー鶴見園店  
別府市大字南立石字中津留道北二千百三十九番地十九
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社トキハインダストリー  
代表取締役 吉 弘 晃  
大分市明野東一丁目一番一号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 変更前 株式会社トキハインダストリー  
代表取締役 渡 邊 正 光  
大分市府内町二丁目一番四号
- 変更一 株式会社トキハインダストリー  
代表取締役 渡 邊 正 光  
大分市明野東一丁目一番一号
- 変更二 株式会社トキハインダストリー  
代表取締役 佐 藤 裕 士

大分市明野東一丁目一番一号  
変更三 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 右 田 良 一

大分市明野東一丁目一番一号  
変更四 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 渡 邊 正 光

大分市府内町二丁目一番四号

変更一 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 渡 邊 正 光

大分市明野東一丁目一番一号

変更二 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 佐 藤 裕 士

大分市明野東一丁目一番一号

変更三 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 右 田 良 一

大分市明野東一丁目一番一号

変更四 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成十七年六月二十五日

(2) 平成十九年五月二十五日

(3) 平成二十年四月一日

(4) 平成二十六年五月二十七日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ては代表者の氏名

(1) 平成十七年六月二十五日

(2) 平成十九年五月二十五日

(3) 平成二十年四月一日

(4) 平成二十六年五月二十七日

二 届出年月日

令和二年五月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年六月十九日から同年十月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年六月十九日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（E区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百二十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

大分県知事 広 瀬 勝 貞

代表取締役社長 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社しまむら

代表取締役 北 島 常 好

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

外七者

変更後 株式会社しまむら

代表取締役 鈴 木 誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

外七者

4 変更の年月日

令和二年二月二十一日

二 届出年月日

令和二年五月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年六月十九日から同年十月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トキハインダストリー鶴見園店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

変更前 建物南側 二十一台

変更後 駐輪場No.一 建物南側 五台

駐輪場No.二 建物西側 十六台

合計 二十一台

(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後七時

変更後 閉店時刻 午後七時

変更前 閉店時刻 午後十一時

変更後 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十一時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後十一時三十分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 駐車場No.一・二 店舗敷地南側 二箇所

変更後 駐車場No.一・二 店舗敷地南側及び西側 六箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 荷さばき施設No.一・二 午前四時から午後五時まで  
変更後 荷さばき施設No.一・二 午前四時から午後十時まで  
4 変更する年月日  
令和二年六月一日

二 届出年月日  
令和二年五月二十七日  
三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間  
令和二年六月十九日から同年十月十九日まで  
2 縦覧場所  
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他  
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。  
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百六十八号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
令和二年六月十九日

一 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オアシスパーク明野  
大分市明野高尾三丁目一番一号 外  
2 届出者の氏名又は名称及び住所  
筑後屋物産株式会社

大分県知事 広 瀬 勝 貞

代表取締役 丸 谷 ヒロ子  
大分市大字羽屋六十番地三  
3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後九時  
変更後 開店時刻 午前七時  
閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで  
変更後 午前六時三十分から午後九時三十分まで  
4 変更する年月日  
令和二年六月一日

5 変更に係るもの以外の事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社キハインダストリー  
代表取締役 吉 弘 晃  
大分市明野東一丁目一番一号  
(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千七百二十九平方メートル  
(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数  
駐車場No.一 建物一階東側 四十五台  
駐車場No.二 建物二階東側 二十六台  
合計 七十一台

(2) 駐車場の位置及び収容台数  
建物一階東側 二十台  
(3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物内一階北側 三十一・五平方メートル  
建物内一階西側 三十一・五平方メートル

令和二年六月十九日

大分県報（告示）

合計 六十三平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物一階北側 八・〇七立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一 二箇所 店舗敷地一階北側及び東側

駐車場No.二 一箇所 店舗敷地二階東側

合計 三箇所

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和二年五月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年六月十九日から同年十月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トキハイндアストリー三重店

豊後大野市三重町市場四百四十七番一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハイндアストリー

代表取締役 吉 弘 晃

3 変更しようとする事項

大分市明野東一丁目一番一号

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時（三十六日間は午後九時）

変更後 開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで（三十六日間は午後九時三十分まで）

で

変更後 午前六時三十分から午後九時三十分まで

4 変更する年月日

令和二年六月一日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トキハイндアストリー

代表取締役 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

株式会社ベスト電器

代表取締役 小 野 浩 司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

株式会社ケンミン

代表取締役 橋 本 修

大分市西大道二丁目三番八号  
有限会社唐津屋

代表取締役 藤 井 和 夫

豊後大野市三重町大字市場

株式会社キャンドウ

代表取締役 城 戸 一 弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
六千六百四十七平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側、北側及び東側 二百五十台

(2) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 三十台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 三十一・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南側 十六・二三立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五箇所 建物敷地北西側、南西側及び東側

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和二年五月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年六月十九日から同年十月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十

月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。  
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

## ○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふく処理講習会を開催する。

令和二年六月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の受講対象者

条例第十六条第一項の規定によりふく処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間の満了の日が令和三年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び令和四年二月二十八日までの者

二 講習会の開催期日及び場所

1 開催日時 令和二年十月七日（水曜日）午後一時から午後三時四十分まで

なお、受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十分までとする。

2 開催場所 大分市大字下郡四百九十六―三十八 大分県教育会館

三 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

1 受付期間 令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月四日（金曜日）まで

2 受付場所

次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支 部 名	所 在 地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三番地二四 日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内

令和二年六月十九日

大分県報（告示・公告）

白杵支部	白杵市大字白杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二二号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

--